

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定貨物輸入拠点港湾において埠頭を運営する事業者が、港湾機能高度化施設整備費補助を受けて取得した荷さばき施設等（アンローダー等については港湾脱炭素化推進計画に位置づけられた港湾脱炭素化促進事業により取得したもの。関連する法改正を検討中。）</p> <p>・特例措置の内容 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3とする特例措置を2年間延長</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第28項 地方税法施行令附則第11条第31項 地方税法施行規則附則第6条第61項 港湾法第2条第5項第6号、第2条の2第1項、第50条の5の2、第50条の6第2項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (20) [平年度] - (46) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 大型船に対応した拠点となる港湾機能の確保や企業間連携の促進等により、国全体として資源・エネルギー・飼料穀物の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を図ることで、これらの物資の安定的かつ安価な輸入を実現し、我が国産業の国際競争力の強化や雇用と所得の維持・創出を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 新興国等の急速な経済成長に伴い、資源等の需要は世界的に急増しており、船舶の大型化や大型船に対応した港湾整備が世界的に進行しているが、我が国においては、国全体としての資源等ばら積み貨物（包装されずにそのまま船積みされる貨物）の需要は大きいものの、その需要が全国的に分散しており、各港湾での輸入量が少なく、船舶の大型化による海上輸送の効率化が進んでいない状況にある。このため、ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾（特定貨物輸入拠点港湾）を指定し、重点的に大型船に対応した港湾機能を確保するとともに、複数の荷主が連携し、海上運送の共同化を進めることにより、大型船を活用した複数港寄りや2次輸送等による効率的な海上輸送網を形成し、一層の生産性向上を図ることが重要である。 そのためには、特定貨物輸入拠点港湾において、大量の貨物の迅速かつ円滑な積卸し、荷さばき、1次保管、陸送・内航輸送への積替え等が求められることから、高能率な荷さばき施設等の整備が必要となる。 しかし、高能率な荷さばき施設等については、その整備により必ずしも直ちに埠頭を運営する民間事業者の収入が増加するものではないこと、また、当該荷さばき施設等の整備・保有には多額のコストがかかることから、その投資リスクが大きく、強いインセンティブがなければ、高能率な荷さばき施設等の整備が促進されないおそれがある。 このため、当該埠頭を運営する民間事業者による施設整備等を通じて、当該埠頭において海上輸送の共同化の促進に資する埠頭運営を実現するためには、本税制特例措置が必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 （3）多極化・地域活性化の推進（分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築） 「我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化・・・のため、・・・港湾、漁港等の物流・人流ネットワークの早期整備・・・に取り組む。」と記載あり。</p> <p>新しい資本主義 フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定） ・経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 （3）デジタル田園都市国家の前提となる安心の確保 豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備 （交通・物流、インフラ、都市の課題解決） 「感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、・・・国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る・・・。」と記載あり。</p> <p>デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定） 第3章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決 （5）豊かで魅力あふれる地域づくり 公共交通・物流・インフラのデジタル実装 ドローン物流・物流DXを通じた物流変革【具体的取組】 (d) 国際コンテナ・バルク戦略港湾や、地域の基幹産業の競争力強化等のための港湾整備 「デジタル実装した社会を支え、地域における基幹産業の競争力強化や民間投資の誘発、雇用と所得の維持・創出を推進するため、国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾等の機能強化に資する港湾施設の整備を行う。」と記載あり。</p> <p>総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定） 3：強靱性と持続可能性を確保した物流ネットワークの構築（強くしてしなやかな物流の実現） （2）我が国産業の国際競争力強化や持続可能な成長に資する物流ネットワークの構築 産業の国際競争力に資する道路・港湾等のインフラ整備の強化 「穀物等を安定的かつ安価に輸入するため、国際バルク戦略港湾において、船舶の大型化に対応した港湾施設を整備するとともに、企業間連携による大型船を活用した効率的な輸送ネットワークの構築に取り組む。」と記載あり。</p> <p>第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 重点目標4：経済の好循環を支える基盤整備 4-1：サプライチェーン全体の強靱化・最適化 重点施策：持続可能な物流ネットワークの構築 ・穀物等の輸入拠点機能の強化と効率的な海上輸送網の形成 と記載あり。</p> <p>第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定） 基本方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標 人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 「我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源、エネルギー、食糧の安定的かつ安価な輸入を実現するため、国際バルク戦略港湾について、大型のばら積み貨物船に対応した港湾機能の拠点の確保や企業間連携の促進を進める。」と記載あり。</p> <p>令和4年度国土交通省事後評価実施計画 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 参考指標92 海上貨物輸送コスト低減効果（国際）</p>
-----	-------------------	--

	政策の達成目標	穀物等の輸入拠点機能の強化と効率的な海上輸送網の形成 海上貨物輸送コストの低減効果（対平成30年度総輸送コスト）約5%減（令和7年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	特定貨物取扱埠頭1港（徳山下松港）において企業間連携の促進に資する埠頭運営を実現。
	政策目標の達成状況	<p>【前回要望時の政策の達成目標】</p> <p>資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成 海上貨物輸送コストの低減効果（対平成25年度総輸送コスト）約5%減（令和2年度）達成（令和2年度：5.1%減）</p> <p>釧路港</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度より、釧路港国際物流ターミナル整備事業（水深14m）に着手 平成27年12月 釧路市（港湾管理者）が釧路西港開発埠頭（株）を運営事業者認定 平成28年2月 釧路港を特定貨物輸入拠点港湾（穀物）に指定 平成29年9月 釧路市（港湾管理者）が釧路港特定利用推進計画を公表 平成31年3月より、釧路港国際物流ターミナルの供用開始 <p>小名浜港</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度より、小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業（水深18m）に着手 平成25年12月 小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定 平成26年5月 福島県（港湾管理者）が小名浜埠頭（株）を運営事業者認定 平成26年12月 福島県（港湾管理者）が小名浜港特定利用推進計画を公表 令和元年5月 福島県（港湾管理者）が小名浜港特定利用推進計画の変更を公表 令和2年10月より、小名浜港東港地区国際物流ターミナルの供用開始 <p>徳山下松港</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より、徳山下松港国際物流ターミナル整備事業（水深19m、14m、12m）に着手 平成29年12月 山口県（港湾管理者）がやまぐち港湾運営（株）を港湾運営会社に指定 平成30年2月 徳山下松港を特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定 平成31年3月 山口県（港湾管理者）が徳山下松港特定利用推進計画を公表 <p>志布志港</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度より、志布志港ふ頭再編改良事業（水深14m）に着手
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>3件</p> <ul style="list-style-type: none"> 釧路港において、平成31年2月に釧路西港開発埠頭（株）が荷役機械を取得済み 小名浜港において、令和2年3月に小名浜埠頭（株）が荷役機械を取得済み 徳山下松港において、令和6年にやまぐち港湾運営（株）が荷役機械を取得予定
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特定貨物輸入拠点港湾においては、大量の貨物の迅速かつ円滑な積卸し、荷さばき、一時保管、二次輸送への積替え等が求められることから、高能率な荷さばき施設等の整備が必要となる。しかし、高能率な荷さばき施設等については、整備・維持に多額のコストがかかることから、その投資リスクが大きく、インセンティブがなければ、高能率な荷さばき施設等の整備が促進されない恐れがある。</p> <p>本税制特例措置は、特定利用促進計画に基づき整備される高能率な荷さばき施設等の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>ばら積み貨物の海上輸送ネットワークの拠点となる大型船に対応した国際物流ターミナルの整備（令和5年度予算要求額：港湾整備事業2,896億円の内数） 埠頭を運営する民間事業者が行う荷さばき施設等の整備に対する補助（令和5年度予算要求額：港湾整備事業2,896億円の内数）</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>以下の役割分担を行っている。 国際物流ターミナルの整備：大型船に対応した係留施設等を確保 補助：高能率な荷さばき施設等の整備に対する港湾機能高度化施設整備費補助の交付により、施設の取得に係るコストを低減し、高能率な荷さばき施設等の整備を促進 本税制特例措置：施設の保有に係るコストを低減し、高能率な荷さばき施設等の整備を促進</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制特例措置は、特定利用促進計画に基づき整備される高能率な荷さばき施設等の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。 なお、対象施設は、特定貨物取扱埠頭を運営する民間事業者が国の補助を受けて取得するものに限定しており、必要最小限の措置である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数 (適用事業者数)</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2</td> <td>27(見込み)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度の減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の適用実績から算出した金額 令和3年度の減収額は、港湾局試算値</p>	年度	適用件数 (適用事業者数)	減収額(百万円)	平成29年度	0	-	平成30年度	0	-	令和元年度	0	-	令和2年度	1	16	令和3年度	2	27(見込み)
	年度	適用件数 (適用事業者数)	減収額(百万円)																
平成29年度	0	-																	
平成30年度	0	-																	
令和元年度	0	-																	
令和2年度	1	16																	
令和3年度	2	27(見込み)																	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>適用総額の種類：課税標準(固定資産の価格) 適用実績(千円)：平成30年度 0 令和元年度 0 令和2年度 1,135,428</p>																		
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>特定貨物輸入拠点港湾においては、大量の貨物の迅速かつ円滑な積卸し、荷さばき、内航輸送への積替等が求められることから、高能率な荷さばき施設等の整備が求められる。しかしながら、高能率な荷さばき施設等については、整備・保有には多額のコストがかかることから、投資リスクが大きく、強いインセンティブがなければ、高能率な荷さばき施設等の整備が促進されない恐れがある。</p> <p>本税制特例措置は、高能率な荷さばき施設の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械等の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。</p>																		
前回要望時の達成目標	令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間中に、特定貨物取扱埠頭1港(徳山下松港)において企業間連携の促進に資する埠頭運営を実現。																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>【前回要望時からの達成度】 (小名浜港) ・令和2年10月 小名浜港東港地区国際物流ターミナルの供用開始 ・令和3年度より、固定資産税を納付</p> <p>【目標に達していない理由】 前回要望(令和3年度要望)時において、徳山下松港は令和4年度末に荷役機械の取得を見込んでいたが、荷役機械の整備主体である港湾運営会社が技術上の課題から荷役機械メーカーからの引渡しを受ける時期を見直したため。(取得予定時期：令和5年3月 令和6年4月)</p>																		
これまでの要望経緯	<p>平成25年度 創設 平成27年度 延長 平成29年度 延長 平成31年度 延長 令和3年度 延長 令和4年度 縮減</p> <p>令和4年度税制改正の大綱において、『港湾法の改正を前提に、～(中略)～特例措置の適用対象となる荷さばき施設等のうち荷役機械を、港湾脱炭素化推進計画(仮称)が作成された港湾において港湾脱炭素化推進事業(仮称)により取得されたものに限定する。』こととなった。引き続き、関連する法改正を検討中。</p>																		